

仙台市安全安心街づくり推進会議 平成 25 年度第 2 回会議 議事録

開催日時	平成 25 年 10 月 24 日 (木) 10:00～11:50
開催場所	仙台市役所本庁舎 2 階 第一委員会室 (仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号)
出席委員	宮原博通会長、境田孝子副会長、佐藤重子委員、佐藤俊明委員、渋谷セツコ委員、菅原敏彦委員、沼田一夫委員、水澤亜紀子委員〔8 名〕
欠席委員	松沢等委員、山口哲男委員、山本右子委員、吉田信子委員〔4 名〕
仙台市	加藤邦治地域政策部長、高橋克彦地域政策部参事、小林弘美地域政策部参事兼市民生活課長、山崎良美議会事務局調査課長、志賀琢教育局教育相談課主幹、松田智子市議会事務局調査課主幹、氏家勝之市民生活課主幹、竹森大市民生活課市民生活係長、市民生活課担当者 1 名

議 事	1 開会
	2 議事
	(1) 平成 24 年度の基本計画の取り組み状況について
	(2) 管理不十分な空き家等への対策について
	(3) その他
	3 その他
	4 閉会

配布資料	資料 1 平成 24 年度仙台市安全安心街づくり基本計画への取り組み
	資料 1-1 仙台市内における犯罪情勢の推移
	資料 2 改善要望の多い迷惑行為への意見【要約】
	資料 2-1 自転車の迷惑走行対策について
	資料 2-2 歩きたばこ防止に係る取組結果等について
	資料 3 「仙台市空き家等の適正管理に関する条例（仮称）」制定の背景について
	資料 3-1 仙台市空き家等の適正管理に関する条例（仮称）について
	資料 3-2 「仙台市空き家等の適正管理に関する条例」施行に伴う対応比較表

1 開会

○竹森市民生活係長

皆様、本日はお忙しいところご出席いただきありがとうございます。定刻となりましたので、只今から、今年度第 2 回目の仙台市安全安心街づくり推進会議を開催いたします。

本日は委員の過半数にご出席いただいておりますので、「仙台市安全安心街づくり推進会議の組織及び運営に関する規則」第 4 条の規定により、会議が成立している旨ご報告させていただきます。

議事に入ります前に、本日の資料の確認をさせていただきます。(資料内容について確認)

なお、会議の議事録を作成いたしますので、お手数ではございますが、皆様ご発言の際はマイクをお使いいただきますようお願いいたします。

それでは宮原会長お願いいたします。

2 議事

○宮原会長

これからこの推進会議の会長であります私が、この会議の議長を務めさせていただきます。

まず、最初に、会議の公開、非公開ですが、非公開にする理由がありませんので、この会議は公開としてよろしいでしょうか。

－異議なし－

○宮原会長

それでは、続きまして、会議録でございますが、会議録署名委員を指名させていただきます、事務局で作成したものを私と署名委員とで確認を行い、その上で会議録としたいと考えております。

署名委員につきましては、名簿のあいうえお順にお願いするというので、前回ご了解をいただいております、境田孝子副会長にお願いいたしました。

順番により佐藤重子委員にお願いしたいと存じます。

○佐藤重子委員

はい。よろしく申し上げます。

○宮原会長

それでは、さっそく議事に入らせていただきます。

本日は、議事が2つあり、1番目が、平成24年度の基本計画の取り組み状況について、2番目が、管理不十分な空き家等への対策について、ということでございます。

1番目の議題に関しまして、仙台市が安全安心な街をめざし、取り組みを行っておりますが、安全で居心地のいい地域の環境が作られていくときには、おのずと対策も減っていくものと思います。

また、2番目の管理不十分な空き家等への対策が本日の会議で重きをなすものと考えています。

まず、議事(1)の「平成24年度の基本計画の取り組み状況について」事務局から説明をお願いいたします。

○小林市民生活課長

事務局の市民生活課長の小林です。

それでは、資料1に基づきましてご説明いたします。

まず、安全安心街づくり基本計画について、仙台市安全安心街づくり基本条例に基づき策定されました、平成23年度から平成27年度までの5か年の計画でございます。お手元の資料は平成24年度の取り組み状況についてまとめたものですが、

それぞれの基本目標を中心に主な取り組みについて説明いたします。

まず、「基本目標1 市民一人ひとりの防犯力の向上」に関する取組状況です。

市民の身近な場所で起きる犯罪を未然に防止する為には市民が高い防犯意識を持ち、自分の身の周りから防犯対策を主体的に行うことが重要であるという事から、本市では様々な機会を捉えた広報・啓発活動、市民の行う防犯活動への支援を行ってきたところです。

「1 防犯知識を高め、危険察知等の防犯力を高める」取り組みとしては、年4回継続的に実施している、地域安全運動期間中における啓発活動の他、例えば、新たな手口による振り込め詐欺事件が起こった際に、速やかに仙台市メール配信サービスを活用した情報提供といった手法を組み合わせ実施してきました。

平成24年度の新規の取り組みとしては、無料情報誌、具体的には河北ウィークリーせんだいに『空き巣狙いを防ぐ為の我が家の防犯度アップ大作戦』と題して記事等の掲載を行い、幅広く啓発を行ったところです。

また、防犯学習機会の提供として、暮らしのセミナーなどを始め、高齢者、障害者等を対象に出前式の防犯講座を開催しました。平成24年度の各種講座の開催回数については大震災の影響により、実施回数が減少した平成23年度に比べ、特に高齢者の方を対象とした講座を中心に大幅に増加するという実績になっております。

次に「2 安全教育の充実による規範意識の向上、非行防止の取り組み」については、市内の小中学校において、いじめゼロキャンペーンや、警察、PTAと連携した非行防止教室を実施すると共に、繁華街や仙台駅周辺、ゲーム場等において、街頭指導を実施した他、非行や問題行動に関する相談を行ってまいりました。

次に「3 児童生徒等子どもの防犯力の育成」については、地域安全マップ作成マニュアルを市内全ての小学校に配布した他、学校安全教育担当者研修会等を開催しました。この研修会の参加状況は、全195校中、184校の参加を得て約95%の参加率となりました。これは、平成23年度に比べ14ポイントの増となっております。

次に「4 女性、高齢者、障害者等の防犯力を高める」取り組みについては、新たに平成25年3月に仙台市配偶者暴力相談支援センター事業を開始したところです。特に震災後、暴力電話相談への相談件数が低下していましたが、この暴力相談支援センター事業の開始に伴いまして、電話相談をこれまでの週1日から週5日に増やして、支援体制の拡充を図ったところです。

続きまして、「基本目標2 互いに協力し支え合う地域力の高い防犯の街づくり」の取り組み状況です。

自分の住んでいる地域に関心や愛着を持ち、地域全体で問題を共有し、その解決に取り組む事で生まれる連帯感は地域コミュニティを強固にすると共に、犯罪を起きにくくする地域の防犯力を高めます。

また、犯罪被害を未然に防止するためには自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持ち、住民が互いに力を合わせ支えあうことが重要です。

特に東日本大震災後は自主的な防犯活動が活発になり、仮設住宅においては、そ

のような活動を通して、住民同士のつながりを生むと言う事にも繋がってきました。

「1 地域コミュニティによる防犯活動の推進」の取り組みとしては、これまでも継続して実施しているところですが、小学生の登下校時に合わせてPTAや防犯協会、学校ボランティア防犯巡視員により見守り活動を実施してきました。

次に「2 自主防犯活動の推進」の取り組みとしては、1,500名を超える歩くボランティアによる活動の他、地域で自主防犯活動に取り組むボランティア団体への助成の増加、青色回転灯装着車両、いわゆる青パトの増車を行ったところです。

次に「3 地域と一体となった子ども等の見守り活動」の取り組みについて、子供の安全対策推進として、市立小学校125校において「仙台まもらいだー」による学校周辺や敷地内の巡回、「仙台まもらいだー」の表示をした公用車や企業の車両による巡回などを行いました。

毎月第2金曜日を「防犯・子どもを守ろうデー」として一斉に学区内の巡視を行うなど、児童生徒の安全対策を地域の皆様と連携して行ってきたところです。

次に「4 防犯活動団体のネットワーク化の推進」の取り組みについてです。

これについては、各区におきまして、安全安心街づくり条例に基づき安全安心街づくり活動推進モデル地区を設定し、地域ごとに防犯活動を実施しているところです。平成24年度は、青葉区においては八幡地区、宮城野区においては燕沢地区、若林区においては南小泉北部地区、太白区においては富沢地区、泉区においては南光台地区をそれぞれモデル地区に設定し、様々な活動を行ってきたところです。

次に「5 防犯リーダーの育成」については、地域で活動する防犯指導隊や女性部の方々を対象とした市の防犯協会連合会主催の研修会を実施した他、警察官OBのスクールガードリーダーが学校訪問を行い、講話などを通して学校ボランティア防犯巡視員の育成指導を行ったところです。

次に「6 犯罪被害者等の支援」の取り組みとしては、みやぎ被害者支援センターへの支援を行った他、本市においても犯罪被害者支援総合相談窓口を開設し、専用電話での相談に応じているところです。

続きまして、「基本目標3 犯罪をつくりださない環境づくり」の取り組みについてです。

犯罪の未然防止には、個人や地域での防犯活動に加えて、環境整備などハード面の整備が必要です。市民の身近な生活環境の防犯性を高めることに加え、環境美化活動により美しい街を維持していく事が犯罪を減らす事に繋がります。また、迷惑行為を抑止する取り組みを推進し、防犯効果を高めることが重要と考えております。

「1 危険迷惑行為等撲滅への取り組み」について、安全安心街づくり基本計画では、迷惑行為として8つの行為を掲げております。

1つ目の「自転車の迷惑走行対策」の取り組みとしては、市内中心部や高等学校などの周辺で交通ルールやマナーを守らない通学者、通勤者が多いという事に着目し、新学期の初めに自転車安全利用のパンフレット等を配布し周知を図ってまいりました。

2つ目は「放置自転車対策」として、駐輪場マップを学校等に配布し駐輪場利用促進の啓発を行うと共に、駐輪場の附置義務制度により、民間建物に平成24年度

までに約 65,000 台分の駐輪スペースを確保したところです。

3つ目は「違反広告物等対策」、4つ目は「落書き対策」を掲げておりますが、いずれも市の職員、業務委託によるパトロール、ボランティアによる協力によりまして違反指導、除去活動を実施しているところです。

5つ目の「違法駐車対策」につきましては仙台市の条例に基づき、違法駐車等防止重点地区、主に国分町、一番町地区を交通安全指導員が巡回指導をしております。

6つ目の「ごみのポイ捨て対策」については、全市一斉ポイ捨てごみ調査・清掃活動や仙台まち美化サポートプログラムを実施しておりますが、平成 24 年度においては平成 23 年度より参加者、参加団体と共に増加しております。

7つ目の「歩きたばこ防止対策」としては、市内中心部の「歩行禁煙モデルストリート」で定期的に街頭キャンペーンを実施し、市政だよりなどでも歩きたばこ防止の啓発を行いました。

これまでのところで、放置自転車対策、落書き、ごみのポイ捨てにつきましては様々な取り組みを行った結果、迷惑行為は年々減少しております。

8つ目の「管理不十分な空き家等対策」については、昨年度、「空き家フォーラム」を初めて開催した他、管理が行き届いていない空き家の所有者に対し、関係部局と連携しながら、継続して適切な管理についての助言、指導を行って参りました。

次に「2 犯罪機会を与えない防犯性の高い道路、公園、建物等の整備促進」の取組みについて、「道路の防犯対策」として、通学路を中心に街路灯の照度アップを図った他、私道への街路灯設置や電気料金の補助を行いました。公園の防犯対策として、死角を減らす為の樹木の剪定作業、公園灯の照度アップ等の他、地域の公園愛護協会が行う公園整備等に支援を行いました。

また、商店街や公共施設の防犯対策として施設整備補助制度の周知、設計の際に死角をなくす配慮を行っております。

「3 子どもの安全に配慮した環境の整備」について、市立の小学校、幼稚園、保育所等に設置されている警報ベルの定期点検や、修繕を実施した他、小中学校の通学路の安全点検を実施してきたところです。

「5 地域における関係団体等による環境の整備」としては、安全安心街づくり活動重点地区に指定しております国分町地区におきまして、関係機関、団体と連携し、夜間パトロールや環境美化活動を実施してまいりました。

以上が平成 24 年度の取組みの概要でございます。総括いたしますと、ほぼ計画通りに様々な関係機関・団体により事業が実施され、その成果として市民の防犯に関する意識の高まり、自主的な活動の広がりにつながったものと考えております。

「資料 1-1 仙台市内等における犯罪情勢の推移」としてグラフを載せておりますが、これらの取組みの結果、犯罪発生件数の減少に一定の役割を果たしたものと考えているところです。

一方で既存の防犯活動の組織の活性化、地域の防犯活動団体のネットワーク化につきましては基本計画に掲載されているものの、まだ実現には至っていないところもあり、これらの取り組みと合わせて、次の防犯リーダーの育成を行うことが今後の課題であると考えています。

引き続き、資料2を説明いたします。これは、昨年度、委員の皆様から頂いたご意見を要約したものです。この内、「3 管理不十分な空き家等について」は、議事2で説明させていただきますので、ここでは、「1 自転車の迷惑走行について」と「2 歩きたばこについて」説明させていただきます。

資料2-1をご覧ください。自転車の迷惑走行に関連し、自転車事故などの状況をまとめたものです。

平成24年度は市内における自転車の事故発生件数は、仙台市内では915件となっており、年々減少はしてきているものの、県内の自転車事故の死傷者、違反別区分では、約半数に安全運転義務違反などが認められている現状です。

自転車事故によります死傷者の年齢区分や学識別区分の表では、20代以下の割合が高く、特に高校生が高い割合となっていることがわかります。

こう言った現状を踏まえ、平成24年度は新たな取り組みとして、スケアード・ストレイト方式による交通安全教室を仙台商業高校で実施しました。

この、スケアード・ストレイト方式とは、スタントにより、実際の事故の様子を再現し、その視覚的に事故の恐怖を体験してもらうもので、自ら自転車の安全運転をしなければいけないという意識付けを行うものです。

昨日、聖和高等学校の方でスケアード・ストレイトの教室を開催しました。ニュースでも報道されましたので、ご覧になった委員さんもおられるのではないかと思います。

「3 その他」のとおり、宮城県警では平成22年度より自転車安全利用指導員を主要の交差点に配置し、定期的な助言活動を行っています。

県警では指導員の呼びかけによりまして、交差点における事故等が減少しているものと分析されていると聞いています。

なお、資料にはございませんが、平成25年度の取り組みとして、本年7月に都市整備局を中心に、杜の都の自転車プラン（仙台市自転車利用環境総合計画）を新たに策定しました。

目標を、「みんなにやさしい自転車利用環境づくり」として、自転車利用者のルール遵守やマナーの向上を図ると共に、自転車の走行空間の整備などについて、計画的にハード面の整備等も進めることとしております。市民局でも、この計画に基づいて、今後、様々な自転車の安全利用の為にルールの周知などを図りたいと考えております。

続きまして、資料2-2をご覧ください。歩きたばこ防止に係る取り組みの結果等をまとめたものとなっております。

歩行喫煙の実態調査として、今年度の調査結果として、6月の委託調査と、9月までに実施した職員による定点調査の結果を記載しております。

いずれも、歩きたばこをする人は減少しており、平成15年度以降最小の人数という結果となっております。

ただし、依然として、たばこに関しての市民からの苦情は多く寄せられており、受動喫煙に関する内容も多くなっている状況です。本市においては現在、健康福祉局におきまして受動喫煙防止の取組みも進めており、その取組みと連動しながら

ら歩きたばこ対策の充実を図りたいと考えております。

以上の取組み状況について、委員の皆様からご意見を頂戴できればと思っております。

○宮原会長

ありがとうございます。只今事務局から、平成 24 年度の取組み状況について説明いただきました。この説明内容について、委員の皆様からご質問やご意見等ございましたら頂きたいと思っております。

○水澤委員

例えば、子供の見守り活動や、防犯活動団体などが様々な見回り活動を実施していると思いますが、これらの活動により得られた、「ここは危ない」とか、「この公園は改善した方が良い」といった情報は、どのような形でそちらにフィードバックされているのかお伺いいたします。

○小林市民生活課長

子供の見守り活動は、学校単位で様々な地域の団体の皆さんが中心となって取り組まれている内容で、個別の危険箇所等の情報は、直接こちらの市民局には届きません。各区役所等では、関係者との会議等を通して活動状況等の情報を得ている部分もあると思っております。

実際には、各地域で活動されている様々な団体の皆さんが主体になって、学区内の危険度のマップを作成し、PTAや学校の方にお貸しして、次の活動に繋げている事例もあると聞いております。

○宮原会長

よろしいでしょうか。渋谷委員どうぞ。

○渋谷委員

これだけの防犯活動、安全対策活動をされていたら、市民はとても安全に暮らしていけると思っております。

ただ、何でもない時こそ防犯に対しての気持ちを引き締めて、環境整備をしていくことが重要なので引き続き対策をお願いいたします。

資料 1 の 10 ページに、「犯罪機会を与えない防犯性の高い道路、公園、建物等の整備促進」とありますが、特に、子供が暴力被害や、もっと酷い犯罪の被害を受ける場所になる可能性の高い公園について、仙台市内の公園には小さいところもたくさんあり、その中でも使われない公園も多いと思っております。

防犯性から、危険だとか隠れ場所を無くすと言う方向にいきますと、例えば一本の草木も生えていないなど、公園としてはとても魅力のない公園になる可能性があります。

それをどうやって魅力ある公園にしていくかについて、公園をつくる側だけが考えるのではなく、市民に使ってもらえるよう公園にすることが大事だと思います。

それは市民と一緒に考えて行くべきであり、机上で考える事ではなく、イベント的な行動をしながら、楽しく使われる公園にしていく事が対策に繋がるかと思っております。

そのことを市としてはどのように考えているのかについて伺いたいと思っております。

○小林市民生活課長

身近な公園の整備については、以前、仙台市で住民の方々と一緒に、こういう公園があったら良いなといったご意見を伺う、ワークショップを開催しながら、進めてきた経過があります。

今でも、基本的に公園の担当部署の方では地域の皆様の声、要望などをいかした公園づくりを進めているところです。

行政側には実際に使う側の視点が不十分なところもあるかと思しますので、今日頂いたご意見については、担当部署などに伝えて、様々な機会を捉えて防犯対策と言う視点から公園の整備等についてもチェックするよう依頼していきたいと思えます。

○加藤地域政策部長

少し補足をさせていただきます。只今、小林課長から説明のあった市民と一緒につくった公園について、木町通小学校の隣にある北三番丁公園が、市民の方々とワークショップを組みながら作った公園になります。

古くからの公園は木が茂っており、見通しが悪く防犯の観点からは問題があるという事になりますが、木を切るのではなく、目線の高さで剪定して、高い木は残し、公園の見通しを良くすると言う形で取り組んでいます。

渋谷委員からお話のありました、公園の潤いの部分は残すべきというご意見の通り、公園がただの広場になってはいけませんので、死角を無くすと言う取り組みは地域の皆様と一緒に進めていくべきと考えています。

また、雑草が生えて見通しが悪くなると、公園からの飛出しというところで、交通安全の課題にもなってきます。除草については、仙台市のほとんどの公園に、公園愛護協力会という地域の皆様と一緒につくっている団体があり、除草についても一緒に取り組んでいます。

公園の日常の維持管理や整備についても市民の皆様のご協力を得ながら進めていきたいと考えております。

○宮原会長

ありがとうございます。地域政策部長からお話がありましたが、公園の日々の手入れ、管理と言うものを通して地域コミュニティの構築に繋がればと思います。

また、公園というものが、安全で安心して暮らすための地域コミュニティ構築のための場所として、市民との連携が深まり、他の地域に対しても波及効果を生じていくようになればよいと思います。

他に何かご意見はございますか。

○菅原委員

資料2の中で自転車について書かれていますが、本校でも1/3の生徒が自転車通学をしています。

登下校時における事故等が発生することもあります。仙台の高校生の多くは自転車を使っており、さらに、東北の中核の都市として、東北六県から仙台に大学生が集まって来ています。その中で、学生も自転車やスクーターをかなり利用していると思えます。

資料には、「自転車の迷惑走行について」とありますが、迷惑走行ということよりは、環境に優しく、そして体力作りにもなるという事で、もっと自転車やスクーターなどの良さも含めてアピールをしていくことが必要ではないかと思えます。

自転車が悪いということではなく、自転車の良さを強調しながら、生活の中で有効に使っていかうと行政からも働きかけていくことが、これからは大切ではないかと考えております。

○小林市民生活課長

今は、自転車にとって、十分に走る場所がなく、厳しい走行環境の中でルールを守るためにはどうしたら良いのかという点で、周知・啓発が難しいところがあります。震災後は、市内でも自転車の登録台数が増加しており、街中で自転車が行きたい所にスムーズに移動できる環境を作っていければと思っています。

また、子供さんに自転車のルールを正しく守っていただき、気持ち良く自転車を利用していただけるような安全教育も合わせて行っていきたくと思っています。

今後は、市民局だけではなく、道路や都市整備の部門と連携をして、先ほどご説明いたしました「杜の都の自転車プラン」に基づき、体系的に施策を実施していきたくと思っています。

○佐藤俊明委員

今年の3月から、配偶者暴力相談支援センターを開設していただきありがたく思っています。ただ、宮城県内には県で作っているシェルターといわれる一時保護施設は1つしかありません。

刑法犯の発生状況は、仙台市が半分以上を占めています。刑法犯は減っていますが、DVとストーカーの件数はうなぎ上りで増加しています。保護施設は手一杯で対応できないという現状です。

ぜひ、仙台市でも保護施設について検討をお願いできればと思います。

DVとストーカーも関連性があり、実はファミリーバイオレンス、児童虐待、高齢者虐待、これも含めて家の中での犯罪の割合はかなり大きく、殺人事件の半分が近親者による犯行です。

これらは暗数が多く、殺人事件は表にでてきますが、暴力と言うのは、表にでない数が多く、悩んでいる方がたくさんいます。

DVが認知されてきて相談に来る方は増えていますが、被害者は奥さんだけではなく、子供も児童虐待の状態になるため、トータル的にケアしていく必要があります。

本来、家の中が安全安心な場所であるはずですが、10人に1人がDVにあっているという現状を考えると、家の中が一番危険で、極端な言い方をすると隣に寝ている男性が一番危ないという事にもなりかねない状況にあるため、ハード面の整備も検討していただきたいと考えております。

○小林市民生活課長

担当の部署におきましても、やはり一時保護施設が満杯でなかなか入れないという状況は把握していると思います。

これまでの宮城県警察の方々との会議の場でも、一時保護施設について仙台市独

自のものを建設してはいかがかという意見をいただいているとも聞いております。

ただ、現在の法令上の位置づけとして、一時保護施設は、都道府県で設置するという枠組み等があり、仙台市が設置した場合には、施設の建設や運営のための国からの財源的な手当てが受けられない状況にあると聞いています。

施設の必要性については、男女共同参画の関係部署の方に情報をお伝えし、引き続き検討を依頼していきたいと思っております。

○宮原会長

政令指定都市については、国も違うスタンスを取るべきではないかとも思います。

○境田副会長

歩きたばこについては、数が減ってきて良かったと思いますが、資料2-2では、苦情はやはり多いと書かれています。実際に苦情が多いということについて、具体的に、嫌な思いや、被害にあった場所は把握されているのですか。

○小林市民生活課長

具体的な苦情の例をご紹介させていただきますと、例えば仙台市のアーケード等については、歩行禁煙として、歩きタバコはできないことになってはいますが、そこを一步出た辺りに灰皿等が置いてあり、そこで喫煙されているタバコの煙についての苦情等がありました。

市民生活課において実際に現場を見ておりますが、「歩行禁煙モデルストリート」から離れた場所に関しては、受動喫煙対策について取り組んでいる関連部署の方とも情報共有しながら対策を進めていきたいと考えているところです。

○沼田委員

先程、ハザードマップ（学区内の危険度のマップ）の話がありましたが、もう少し広報に努めていただきたいと思います。

実は、木町通りを散歩している時に、あるお店で、子供たちの目線の高さに、その地域のハザードマップが掲示されていたのですが、外部からその街に来る人にとっては、どこがどのような状況なのかかわからないと思います。

できれば、その地域の掲示板などに掲示していただき、多くの方々に注意を喚起することも大事な事であると思っています。

また、公園の使用に関して、固いボールの使用や球技はダメといった看板がでていますが、実際には、子供達が、公園で球技をしている事があります。

小さい子供達も通る下校時間に球技などを行っているとは大変危険ですが、中学生に関しては、例えば球技大会があっても、練習する場所がないという現状があります。

私の住んでいる五橋中学区では、昔、東北大のグラウンドがあり、そこがある程度解放されていましたが、だんだん厳しくなって、今はほとんど解放されていません。そのため、子供達も練習や遊び場など活動する場がなくなっている状況があります。

例えば、時間による制約を設けたり、公園を学校が時間貸しを受けて、学校の管理で公園を子供たちに自由に使えるなど、現状に配慮した公園の使い方を検討せずに、初めからダメということでは、子供たちの動きが見えなくなる可能性があると思いますので、何か良い方法を考えていただければと思います。

○加藤地域政策部長

2つの話を頂いたと思います。

まず、ハザードマップの関係につきましても、資料の方にもございますが、学校を通じて、地域安全マップの作成マニュアルをお配りしております。

各学校、PTA、それから地域の方々と連携して色々な取り組みをされており、ハザードマップを作り、それをPTAのホームページに載せて公開しているという例もありました。

沼田委員よりご指摘のありましたとおり、まず作る事が大事であり、作った物をどのように活用していくのかも大事であると思っております。

今後、色々な事例などを重ねながら、普及を進め、地域の方々にもご理解いただけるよう進めてまいりたいと思います。

もう一点の公園の活用につきましても、仙台市の公園は、皆様にお使いいただくものでございますので、使用する時間帯を決め、占有使用を認めることは難しいと思っております。

5～6年前にゲートボールが非常に盛んだった時期には、ゲートボールに占有されて子供達が使えないと苦情もあり、使用方法について、地域の方で色々お考え頂いた経過もあったと思っております。

看板については、お子さんにも読めるように、ひらがなで記載するなど公園担当部局の方で工夫して行っていますが、これもある意味ではルールであると思っております。

地域のルールやマナーをどのような形で決めていけるのかについては、様々な情報を集め考えていきたいと思っております。

○佐藤重子委員

私からは、高齢者の安全対策という事でお伺いいたします。

振り込め詐欺の被害防止について、町内会や老人クラブなどにおいて、お話をさせて頂いており、新聞等でもずいぶん騒がれてはいますが、高齢者の方は、実際どの程度、「そうだな」と思われるものなのか教えていただきたいと思っております。

○小林市民生活課長

実際に講座などを受けられた方について、アンケート調査などは行っていないが、仙台市防犯協会連合会での出前講座においては、具体的な危ない場面の説明の中で、そんな身近なところにも危ない場面があるということを参加者の方が気づいていることが、その会場の反応でわかるようです。

また、講座に対するお礼状等の中で、実際に犯罪者の手口などを具体的な話を聞いて、非常に良かったという声をいただいているところです。

そのため、地域からご要望があった場合には、なるべく出向いて直接お話をし、チラシなどもお配りしながら、実際に講座を受けていただいた方から、近所の方やご家族の方に情報を提供していただけるようお願いして、講座の広がりを持たせていきたいと考えているところです。

○佐藤俊明委員

宮城県内での、振り込め詐欺の発生状況は、去年に比べて倍になっており、被害金額も倍になっています。今の段階で被害額は既に4億円を超えています。

色々な所で出前講座などを行っているのですが、出前講座にいらしていただける方ではなく、いらっしゃらない方が被害にあっているのかなと思います。

被害にあった方について、被害届を受ける段階で振り込め詐欺というのを知っていましたかと聞くと、ほとんどの皆さんは知っていると答えるのですが、それでも被害にあっているというのが現状です。

被害にあわれる方は、相手が本当に様々な手口で電話を掛けてくるため、どうしてもパニック状態になり、そのまま言いなりになってしまうのが最近のケースです。

例えば、現金を受け取りに来た人を誘い出して逮捕するケースもあるのですが、その人は仙台など現地で雇われただけで、実際に電話を掛けている人達とは全く面識がありません。また、相手も次々と拠点を変えているため、捜査が難しく、なかなか進まないという状況にあります。

県警でも、民間に委託したコールセンターを立ち上げ、啓蒙活動を実施しているところです。

○宮原会長

ありがとうございました。被害件数が2倍に増えていると言うのは驚きですね。

皆様から議事1につきましてご意見頂いたところですが、他にご意見はございませんでしょうか。

それでは、次の議事2「管理不十分な空き家等への対策について」、事務局から説明をお願いいたします。

○小林市民生活課長

それでは「管理不十分な空き家等への対策について」ご説明いたします。

現在、議員提案により「仙台市空き家等の適正管理に関する条例案」について市民の皆様からの意見聴取を実施しているところです。資料3-1が条例案となっておりますが、これにつきましては議会事務局の調査課から後ほどご説明させていただきます。

私からはこの条例案を制定することとなった背景につきまして資料3によりご説明いたします。

まず、「空き家の種類」についてです。この①から④については、総務省が5年に一度実施する住宅土地統計調査による分類となっております。

この調査では、①の売却用、②の賃貸用として、分譲中や借家人の募集中のため調査時点で買い手や借り手が見つからないものを空き家としています。

また、③の二次的住宅（別荘など）とありますが、これらの住宅については週末や休暇に避暑や保養目的で使用されるものの、普段は人が住んでいないため、この調査では空き家としてカウントされています。

これ以外の方が住んでいない住宅で、例えば、転勤や転居、入院などで長期不在の住居、居住されていた方の死亡により居住する人が誰もいない住居、建て替えのために取り壊す予定になっている住居などが④に該当します。

空き家がある事で、周囲に何らかの悪い影響をもたらすというのはこの④の空き家の場合に深刻となります。

今は居住者がいなくても、いずれ誰かが住む予定があり、適切に管理されていれ

ば問題ないのですが、その予定が無く、何も管理がなされずに長期間が経ち、建物の破損の程度が進むことで問題になってきます。

このようなものが、主に④の中の管理不全な空き家ということで、今回の条例案の対象になります。

「3 空き家（自宅）を管理できない理由」をご覧ください。理由として、意識的な問題、物理的な問題、経済的な問題など主に4つ挙げておりますが、高齢化が進み人口減少に移行していくという社会全体の構造変化が住宅問題にあらわれ、その結果、管理不全な空き家が増える結果になっていると考えられます。

この管理不全な空き家をもたらす影響については、「4 管理不全な空き家をもたらす影響」のとおりです。

防犯、生活環境や防災の問題については、いずれの自治体にも共通する影響と考えております。その他、過疎化が進む自治体等では定住者が減少し、コミュニティを維持することが困難となり地域のイメージの低下につながる場合や、観光面を強みにしている都市にとっては空き家が増える事で景観が悪化し観光面へ影響するなど、地域の様々な実情に応じて、影響する部分も異なります。

そのため、地域特性、地域の背景を踏まえた上で、何を目的として空き家の対策の制度化や条例化を行うのかについて検討する必要があると考えます。

これまでも、廃屋になってしまった空き家の強制的撤去については、景観維持や環境保全の目的ということから条例を定めて撤去を可能とした自治体の例はありましたが、空き家対策として全国的に初めて条例化したのが埼玉県所沢市でした。

所沢市の都市的な背景としては、1960年代から西武線の沿線で様々な宅地開発が急激に進み人口も増加しました。それが40年経過した頃から徐々に空き家が目立つようになり、都市の問題となってきたという背景があります。

そのため、所沢市の条例では空き家の所有者に適正管理を義務付けて、その空き家が管理不全と認められる場合は市から助言、指導、勧告、命令、公表等ができるということによって定めたものです。

この条例がきっかけとなり、全国的な自治体において、空き家条例が制定されるようになりました。

この時に定められた条例は、所沢市にならぬ適正管理を求めるものがほとんどでしたが、その都市の特性に応じて、空き家の有効活用等についても条例で規定している都市もあります。

また、人口減少に伴う都市の空洞化や過疎化が見られる地域では、条例とは別に、空き家バンクのような施策や、アーティストの入居を促す施策を行っているところもあります。

今年の2月に実施いたしました「空き家フォーラム」でもご紹介いたしました、鶴岡市の鶴岡ランドバンク事業のような事業を実施しているところもあります。

その他に、景観の保全を目的に掲げている都市や、豪雪地域では大雪による空き家の倒壊が大きな問題になっているところもあります。

大仙市では、大雪による被害を想定して条例施行後すぐに代執行を行ったという例もあります。

このような地域ごとの特性はありますが、政令市で既に条例を施行したのが3都市ございます。この3都市では先程の所沢市のように、所有者に対して適正管理を義務付け、行政指導を行い、それに従わない場合には、段階を上げていきまして行政処分としての命令それから公表等を行うという内容になっています。

その他にも政令市では、京都市や熊本市においても条例を検討していると聞いております。

次に、仙台市では、これまでどのような空き家対策を進めてきたのかとについてご説明いたします。資料に具体的な写真を載せてご紹介しておりますのでご覧ください。

最初は、区役所の窓口で、地域の方から空き家について樹木が非常に繁茂しているとか、放火があった時に不安だといったご相談等を受けます。

この例については、所有者の方に対応をお願いした結果、空き家を解体撤去していただいたものですが、必ずしも更地になるものというものではありません。

ほとんどの空き家に関してのご相談は、樹木や雑草の繁茂に関わるものであり、地域の方からご相談が寄せられる都度、樹木の剪定や雑草の刈取り等を所有者の方をお願いをしながら継続して関わっていく場合が多くなっています。

特に向陽台地区の防犯協会の空き家等の調査、格付け、それから北中山連合町内会の各町内会防犯部のパトロール等、自主的な地域の活動の中で、空き家を発見して問題を深刻させないための取り組みを行うところも多くなっています。

このような取り組み等を通し、地域から区役所に空き家の相談があった際に、所有者が特定されれば行政としても具体的な対策を進められますが、現在は空き家対策の根拠となる規定を仙台市では持っておりません。規定がないために、所有者特定のための調査も限られている状況です。

所有者特定に至らないまま、行政としては、様々な相談をいただいても問題解決のための具体的な手法が取れない場合もあります。

そのような背景もあり、仙台市の議会において、今年の5月から空き家対策条例検討会を設置し、条例案についての検討を行っていただいております。

現在、「仙台市空き家等の適正管理に関する条例(仮称)」として市民意見の聴取を実施しているところです。

ここから先は、資料の3-1に基づきまして議会の調査課から説明いたします。

○山崎調査課長

それでは、「仙台市空き家等の適正管理に対する条例」についてご説明させていただきます。

この条例につきましては、議会において、空き家対策条例検討会議を立ち上げ、8人の議員で検討を重ね、条例の素案を策定してものです。

10月1日から31日までの間、条例素案に対する市民意見聴取を行っています。今後、市民の皆様から寄せられた意見の内容を踏まえ、12月の議会への上程に向けた作業を進めていきます。

資料3-1につきまして、前半が条例の背景、後半の方が条例素案の説明となっております。

背景につきましては、只今、市民生活課長から説明いただきましたので、仙台市空き家等の適正管理に関する条例(仮称)案について説明させていただきます。

はじめに、第1条の「目的」についてですが、この条例は空き家等の適正管理に関し、必要な事項を定めることとし、生活環境の保全及び防災及び防犯に資することを目的とするものです。

第2条の「定義」についてですが、「空き家等」とはどのようなものなのか、「管理不全な状態」とはどのような状態なのか、「所有者等」の内容についての3点を定義しております。

まず、「空き家等」ですが、これは常時無人の状態にある建物及びこれに付随する工作物と敷地となっております。

「管理不全な状態」につきましては、老朽化等により空き家等の倒壊や空き家の建築材料の飛散もしくは剥落により敷地外の人において人の生命、身体又は財産に被害を与えるおそれのある状態、不特定の者による侵入より、火災や犯罪が誘発されるおそれがある状況、雑草や樹木の繁茂等により、周囲の生活環境の保全に支障を及ぼしている状態を管理不全な状態と定義しております。

「所有者等」につきましては、所有者又は管理について権原を有する者としております。

第3条につきましては、「市の責務」として、空き家等の適正管理のために必要な施策を実施することと、そのために必要な体制の整備に努めることを規定しています。

第4条につきましては、「所有者等の責務」として、所有者等は空き家等を適正に管理し、管理不全な状態にならないように管理する責任があることを明らかにしております。

具体的には、空き家等の状況を定期的に確認し、敷地内の除草や、空き家等の維持保全、老朽化した空き家の倒壊防止と解体等を行うことを責務としております。

第5条につきましては、「市民の協力」として、市が行う施策への協力や、例えば、適正な管理がなされていない空き家等を見つけた際には、速やかに市に情報提供していただくという内容を規定しております。

第6条の「調査等」につきましては、市長が適正な管理がなされていない空き家等があると認めるときは、空き家の状態や所有者の情報、その他の必要事項に関しまして職員に調査させることができることを規定しています。

また、その際に、職員は身分証明書を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならないことと、この調査については、犯罪捜査の為に認められたものではないことを規定しています。

第7条の「助言及び指導」につきましては、管理不全な状況を解消するために市は助言又は指導することができることとございます。助言及び指導は口頭又は書面にて行います。

第8条の「勧告」につきましては、所有者等が、第7条の指導に従わない場合に行うものです。

その際には、期限を定め、管理不全な状況を解消のために必要な措置を講ずるよ

うに勧告するもので、書面で行います。

第9条の「措置命令」につきましては、勧告を行っても所有者等が従わない場合に行うものです。管理不全な状態の解消するために必要な措置を講ずるよう命令するものです。

第10条の「公表」につきましては、所有者等が命令に従わない場合には、所有者等の公表を行うこととなります。これは、所有者等の住所、氏名、命令の対象となった空き家等の所在地、命令の内容などを公表するものです。

公表を行う所有者等に対しては弁明の機会を与えるということも規定しています。

第11条の「代執行」につきましては、命令を行ったにもかかわらず、命令に従わない場合で、他の手段では命令の履行を確保することが困難であり、かつ、命令の不履行を放置することが著しく公益に反すると認めるときには、代執行を行うことができることと定めています。また、その費用は所有者等から徴収いたします。

第12条の「応急措置」につきましては、危険な状態が切迫しているときに、その危険な状態の解消のために必要最小限度の措置を講ずるものです。

第13条の「支援」につきましては、所有者等に対し支援をすることができる旨を規定したものです。これにつきましては、所有者等に対して解体などの専門業者を紹介するなど、ご相談の内容に応じた情報提供を行うものです。

第14条の「専門的知識を有するものからの意見聴取」につきましては、措置命令や公表、代執行を行う場合には、専門的な見地から客観的に判断するため、専門的知識を有する者から意見聴取を行うものです。

また、空き家等の適正管理のために必要があると認めるときは、同様に専門的知識を有する者から意見聴取を行うことができます。

第15条の「関係機関との連携」につきましては、警察署やその他の関係機関に必要な協力を求めることができると規定したものです。

以上が、条例案の内容となっております。

次に、条例案に係る検討経過につきましてご説明いたします。

資料に記載してあります8名の議員を空き家対策条例検討会議のメンバーとして、今回の条例の素案を作成したものです。

検討にあたっての主な論点については、資料に記載のとおりでございます。以上でございます。

○小林市民生活課長

最後に資料3-2をご覧ください。

現在の対応の流れと、条例施行後の対応の流れを対比して記載しています。

所有者特定のための調査について、現在は、登記簿の調査にとどまっていますが、条例施行後は、戸籍調査の実施が可能となります。それにより、所有者の特定作業が進むものと考えています。

また、現在は、空き家等が管理不全な状態にあると認められる場合でも、所有者等への適正管理のお願いにとどまっていたものが、条例施行後は、条例に基づく助言、指導、それを行っても管理不全な状態が改善されない場合には勧告を行い、勧

告に従わない場合には、行政処分としての措置命令を行うこととなります。措置命令に従わない場合には氏名等の公表を行い、最終的には代執行も行うことができるようになります。ただし、所有者等が特定できない場合には、対応は困難であることは、条例施行後も同様となります。

一方で、危険が切迫している状態の空き家等に対しては、命令を行うことなく、必要最小限の範囲で措置を講ずることができるところが大きな点です。

以上で資料の説明を終わります。

○宮原会長

ありがとうございました。只今の、管理不十分な空き家等への対策について、委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思えます。

○水澤委員

条例の定義について、第2条第1項第2号のイで「老朽化若しくは台風等の自然災害による空き家等の倒壊」という記載がありますが、「台風等の自然災害による」という表現では、自然災害以外の原因で倒壊のおそれのある建物が含まれない可能性がでてくるので、「台風等の自然災害等による」という表現のほうがよいのではないのでしょうか。

また、第5条第2項において、「市民は、適正な管理がなされていない空き家等があると認めるとき」という表現があり、さらに、第6条の中で、「適正な管理がなされていない空き家等があると認めるとき」という表現がありますが、適正な管理についての定義がないので、誤解のないように「管理不全な状態が疑われる空き家等があると認めるとき」としたほうがより適切な表現となるのではないかと思います。

○山崎調査課長

条例に関しては、現在市民からの意見聴取の期間であり、いただいたご意見については持ち帰り、法規的な面からも検討させていただきたいと思えます。

○宮原会長

私からも、1点お伺いしたいことがあります。

資料の中で、検討にあたっての主な論点の④として、固定資産税との関係についてという記載がありましたが、固定資産税との関係については、重要なポイントになっていくと思われれます。これについては、国策に反映すべき事項であると思われれますが、今後どのように対応するのかといった議論の経過についてお伺いいたします。

○山崎調査課長

この件につきましては、庁内の担当課と話し合いを行い、担当課を通じて国にも照会した経緯があります。国の回答では、本来の目的以外での利用は認められないということでした。ただ、現在、国において空き家に対する施策の法制化の動きもあるため、今後は国の動きも踏まえて対応を検討していきたいと考えております。

○加藤地域政策部長

固定資産税の関係については、主に2つの要素について議論してきた経過があります。1つは所有者の特定に関して税情報が使えないかという点。

もう一つは、土地に対する固定資産税は、上に建物が建っている場合と建っていない場合で税額が変わるため、空き家を撤去した場合に土地に係る税額が上がることは所有者に対する負担が大きいのではないかという点に関して議論があったという経過を伺っています。

税情報の使用については、国の税担当に確認した結果、個人情報の中でも、取り扱いに関して非常にレベルが高いものであることから、使用できないとの考え方が示されたところであり、地方自治体において、税情報を使用することには限界があるという結論に至ったものです。

また、税の軽減措置についても、国の税関係法の運用にも関わる問題であり、1 地方自治体だけの問題ではないものと考えています。

国に対しては市からも様々な形で検討を依頼しており、一方で、国においても空き家対策の方策について検討を進めているという情報もいただいているところで、この問題については、1 治自体だけの問題ではないと、市側も議会側も理解しているところです。

○宮原会長

所有者の自主的な対応を促すためにも、今後、国としても検討せざるを得ないことだと思います。

○渋谷委員

応急措置に関して、空き家が老朽化し、倒壊など周囲への危険があることを判断するには、建築的な視点から専門家の判断が必要と考えるが、それをどのように判断するのでしょうか。

○加藤地域政策部長

危険かどうかの判断について、措置命令、公表、代執行といった、行政処分については、専門家の意見が必要と考えています。

一方、応急措置については、市役所の建築部門への協力を依頼するほか、構造や部材の判定など専門的な知識を必要とする場合には、条例の第14条の2項の規定を活用し専門家からの意見聴取を行うなど適切な運用を行ってまいりたいと考えております。

○佐藤重子委員

市内の空き家のうち、所有者がわからないものは何件くらいあるのでしょうか。

また、空き家の所有者の居場所がわからない場合はどのような対応を行うのでしょうか。

○山崎調査課長

所有者不明な空き家につきましては、平成25年8月末時点で、市への情報提供等により把握している空き家等の件数は430件となっており、そのうち所有者が不明なものは53件となっております。

また、所有者がわからない場合には、条例制定後であっても対策は難しいものと考えています。今後、国の方策により所有者情報を把握する手段が増えれば、所有者不明の件数は減っていくものと思われまます。

○佐藤重子委員

所有者が不明の空き家について、草木の繁茂や放火などの危険がある場合でも、地域のパトロールでは対応に限界があります。地域としては、どのように対応したらよいのでしょうか。

○小林市民生活課長

実は、そのあたりがネックになっている部分です。所有者が特定されるかどうかで対策がとれるかどうかが決まってきます。

危険な空き家であっても個人の財産であり、行政においても対策がとれない状況にあるというのが現状です。

○沼田委員

個人の財産を守るための条例になりかねない部分があると思います。

40年くらい前の話ですが、サンフランシスコの街並みは、サンフランシスコ市が管理し、何年かに1度、景観を守るために、家屋にペンキを塗ることが定められていたようです。家屋の持ち主が費用などを負担し、負担できない場合には、市が買い上げて他の方に提供することもおこなっていたようです。

市民から情報提供があつてから、応急措置などにより対応するまでに時間がかかり、それまでに何か起きた場合の責任が不明確になるおそれがあります。

条例だけで対応することには限界があるため、例えば、市において空き家を買上げ市の財産として活用するなど、他の方法も含めて検討する必要があるのではないのでしょうか。

○加藤地域政策部長

今回の条例では、管理不全な状態の空き家について、どのような対策をとるかということがクローズアップされています。それは、地域の皆様からのご要望などがそのような側面に向けられていることであると理解しています。

その中で、この条例の主眼は、まず、管理不全な状況にならないように所有者の方にご自身の財産を適正に管理していただくことを規定しています。

その上で管理不全となった空き家に対し、行政として必要な措置を行っていくことを規定しているものと考えています。

なにより空き家がでないようにすることが大事であるというのが、沼田委員からのご意見であると理解しております。

市では、地区計画などにより、地域毎に建物の高さや景観などの制限を定めるところもありますが、それに加え、今回の空き家条例により適正な管理についても所有者にお願いしていくこととなります。

所有者が不明な場合の働きかけは難しいですが、納税者に対し空き家対策に関する注意喚起を行うことは可能と考えています。

管理不全な状態の空き家に対する措置の部分が注目されがちですが、市としては、住環境基本計画に基づく住宅の流通促進や、地域コミュニティでの空き家問題の解決に向けた支援なども含め、管理不全な空き家を出さないための施策にも取り組んでいきたいと考えております。

○渋谷委員

管理不全な状況となった空き家に対して、具体的な措置を行う場合に、方針とし

て単に建築的に危険かどうかだけで判断しないで欲しいと思います。

空き家がなくなり街並みに更地が増えることは決して良いことだけではないので、活用方法として、例えば、作物を育て畑にしていくとか、植物を観察できる場にするなど、建築的な側面だけでなく、生物学的、農学的な側面なども踏まえて判断いただきたいと思います。

○加藤地域政策部長

市民から通報いただいた空き家に対しては、どのような方策を講じれば苦情が解決されるのかを第一に考えなければならないと思います。

その中には見栄えが悪く撤去が必要なものや、繁茂した樹木を剪定し見通しがよくなることで解決するものもあると思います。

国土交通省においては、個人の住宅について、売却に関してのハードルが高く、所有者も知識が少ないという調査結果に基づき、今後、それらに関するマニュアルを策定して提供するといった動きもあります。

本市の現場では、住み替えや賃貸により住宅が有効活用されるという視点も持ちながら対策を行っているところであり、条例に基づく対策を行う場合にも同様の視点をもって実施したいと考えております。

○沼田委員

市民からの情報提供等について、行政においても空き家を発生させないため、所有者に対する積極的な働きかけも必要ではないかと思えます。

○山崎調査課長

行政側においても、所有者等に対して必要な情報提供を行ってまいりたいと考えております。

○宮原会長

他に、ご意見がないようですので、その他に皆様から何かご意見等ございますか。

○沼田委員

地域のハザードマップについて、地域に住んでいらっしゃる方は、避難場所などを把握していると思いますが、他の地域からきた方については、場所の見当がつかない場合があります。仙台市としても、小学校の場所や移動経路について、わかりやすいハザードマップの作成に取り組んでいただければと思います。

3 その他

○宮原会長

その他として、事務局から何かございますか。

○小林市民生活課長

事務局からは特にございません。

○宮原会長

それでは、これにて議長の職を解かせていただきます。議事進行にご協力いただきありがとうございました。

4 閉会

○竹森市民生活係長

皆様長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

以上

平成25年10月24日

仙台市安全安心街づくり推進会議

会 長

署名委員